（様式第１号）【単独企業用】

**若い世代へ向けた「SAGR BAR」を活用した佐賀酒プロモーション**

**業務委託に係る企画コンペ参加申込書**

令和 　 年 　　 月 　　 日

　佐賀県産業労働部流通・貿易課長　様

所 在 地

会社等名

　　　　　　　　　　　　　代表者生年月日：　　　　　　年　　　月　　　日

若い世代へ向けた「SAGA BAR」を活用した佐賀酒プロモーション業務委託に係る企画コンペに参加したいので、申し込みます。

なお、企画コンペ参加に当たり、別記「参加者の資格要件」で定める要件を全て満たしていることを誓約いたします。

また、必要な場合には、資格確認のため佐賀県警察本部に照会することについて、承諾いたします。

【本業務実施に係る責任者】

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 |  |
| 責任者　職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| E-mail |  |

※別記「参加者の資格要件」を添付

（様式第１号－２）【共同企業体用】

**若い世代へ向けた「SAGA BAR」を活用した佐賀酒プロモーション**

**業務委託に係る企画コンペ参加申込書**

令和 　　年　　月　　日

佐賀県産業労働部流通・貿易課長 　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

所在地

会社等名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者生年月日：　　　　年　　月　　日

若い世代へ向けた「SAGA BAR 」を活用した佐賀酒プロモーション業務委託に係る企画コンペに参加したいので、代表者及び共同提案者の合計（　　）者から構成される共同企業体を結成し、佐賀県流通・貿易課との間における下記事項に関する権限を代表者に委任して申し込みます。

なお、企画コンペ参加に当たり、別記「参加者の資格要件」で定める要件を全て満たしていることを誓約いたします。

また、必要な場合には、各参加申込者代表者について資格確認のため佐賀県警察本部に照会することについて、承諾いたします。

　なお、受託者に選定された場合は、各構成員は受託者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

記

１　本業務実施に係る責任者

|  |  |
| --- | --- |
| 責任者　所属・職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| E-mail |  |

２　委任事項等

|  |  |
| --- | --- |
| 委 任 事 項 | １　業務委託に係る企画コンペ参加に関する件２　契約に関する件３　経費の請求、受領に関する件 |
| 共同企業体の成立、解散の時期及び委任期間 | 令和　年　　月　　日から当該業務委託終了後３か月を経過する日まで。ただし、当共同企業体が上記業務の受託者とならなかった場合はただちに解散します。また、当共同企業体の構成員の脱退又は除名については、事前に佐賀県流通・貿易課の承認がなければこれを行うことができないものとします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 参加申込者（代表者以外の共同提案者・委任者） | 共同企業体の名称 |
| 会社等名 |  |
| ふりがな代表者氏名生年月日 | 　 |
| 所在地 | 〒 |
| 会社等名 |  |
| ふりがな代表者氏名生年月日 | 　 |
| 所在地 | 〒 |

**【参加者の資格要件】**

（別記）

参加者の資格要件は、次の要件を全て満たす事業所とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

①単独企業の資格要件

（ⅰ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（ⅱ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。

（ⅲ）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

（ⅳ）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当するものでないこと。

（ⅴ）自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

②共同企業体の資格要件

（ⅰ）共同企業体の構成員数は、３社以内であること。

（ⅱ）全ての構成員が①の（ⅱ）から（ⅴ）の要件を満たすこと。

（ⅲ）全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。